商品概要説明書

JA住宅ローン(一般型)

(2025年11月1日現在)

商品名	JA住宅ローン(一般型)
ご利用いただける方	 ○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳 未満の方。 なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)。 ②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること。)。 ③住宅の増改築・改装・補修。 ④他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改装・補修 ⑤建替え・住替えに伴う既往住宅ローン残債務 ⑥上記①~⑤の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。) ⑦上記①~⑥に付随して発生する一切の費用
借入金額	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 J Aの定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要資金の 20%以上であることとします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、700 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅取得資金に対する借入金額の2分の1以下とします。 ○建替え・住替え案件の場合、既往住宅ローン残債務の加算上限額は、700 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、既往住宅ローン残

債務の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する既往住宅ローン残債務 は、住宅取得資金に対する借入金額の2分の1以下とします。 ○建替え・住替え案件でおまとめ住宅ローン対応を行う場合、既往住宅ローン残 債務とおまとめ分を合算して700万円以内とし、住宅取得資金に対する借入 金額の2分の1以下とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの 融資窓口へお問い合わせください。 ○据置期間を含め3年以上50年以内とし、1年単位とします。ただし、40年を 超える案件は、新築住宅の建築・購入に限ります。 ○据置期間は、初回ご融資日から1年後までの範囲内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則とし て現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにお 借入期間 ける貸付期間の範囲内とします。 ○建替え・住替え案件の場合、借入期間は、新たにお借入れいただく住宅ローン における貸付期間の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融 資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年・15年)をご選択いただ きます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせ いたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択す ることもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内と なります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。な お、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、 変動金利に切替わります。 借入利率 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム レート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および 10 月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および 9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート/長 期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用 利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライ ムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の 約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

	【固定金利型】									
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。									
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ									
	ください。									
	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)も									
	しくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)と									
	し、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増									
	額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特									
	定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位で									
	す。)のいずれかをご選択いただけます。									
>=>1, 1, >1	○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合で									
返済方法	も、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5									
	回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準									
	日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、									
	以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済									
	額は変更前のご返済額の1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が									
	満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していた									
	だきます。									
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)									
	に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。									
	○借地上の建物などの場合には、当 J Aが指定する保証機関所定の審査基準によ									
担保	り、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご加入									
	のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくこ									
	とがございます。									
保証人	○当 J Aが指定する保証機関 (千葉県農業信用基金協会) の保証をご利用いただ									
	きますので、原則として保証人は不要です。									
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。									
	①一括払い(保証料率年 0.10%~0.20%)									
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。									
	【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料(0.20%)(例)】									
保証料		お借入期間	10年	20年	30年	35 年	40年	50年		
		 保証料								
		(円)	117, 510	180, 130	221, 370	235, 580	246, 420	258, 970		
	L	***	L には一律	 保証料 30.	L 000 円が含	L 含まれてお	<u></u>			
	※上記保証料には一律保証料 30,000 円が含まれております。 ②分割払い									
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。									
	なお、保証料率は年 0.10%~年 0.20% とし、お借入期間に関わらず別途一									
	律保証料として30,000円を融資実行時にお支払いいただきます。									
	11111		-, 116		71040	-, , , , , , , , ,	5 / 0			

	○当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。							
	なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生							
団体信用生命共済	命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。							
	団体信用生命共済(保険)名	加算利率						
	団体信用生命共済(特約なし)	なし						
(保険)	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.15%						
(VKBC)	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%						
	団体信用生命共済(連生)	年 0.30%						
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年 0.40%						
	団体信用生命保険(ワイド)	年 0.20%						
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
9 大疾病補償保	団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償係	呆険」にご加入い	ただけます。ご					
険	利用にあたっては借入利率に以下の利率が加	算されます。						
	年 0.30%							
	○ご融資の際、融資機関に対して 55,000 円の事務手数料(消費税等含む) が必							
	要です。							
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、							
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。							
	①全額繰上返済の場合…33,000円							
手数料	②一部繰上返済の場合…3,300円(JAネットバンクによる一部繰上返済の場							
	合は無料)							
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円							
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。							
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱手数							
	料(消費税等含む。)が必要です。							
	○ご本人または連帯債務者の方が、出産・育児休業取得中、もしくは取得予定の							
	場合において元金据置をお申込みいただけます。							
	・元金据置にはお申込みが必要です。							
	・元金据置は、お子さま 1 人あたり最長 24 か月、計 2 回(最長 48 か月) までお							
	申込みいただけます。(※双子等の多胎児の場合も最長24か月となります)							
出産・育児休業特	・元金据置は、約定(元利金)返済を6回以上行っていただいた後、お申込みい							
例	ただけます。							
(元金据置)	・お申込時には、出産・育児休業取得の確認資料として勤務先が発行する所定の							
	資料等の提出が必要となります。							
	・元金据置期間中も利息の支払いは必要です。							
	・住宅ローンの最終期日は延長しませんので、元金返済再開後のご返済額は元金							
	据置前より増加することにご留意ください。							
苦情処理措置お	○苦情処理措置							
よび紛争解決措								
よりがず所仏相	本向間に2.3.37日欧、草目(次十、草目寺]	CY JOHN JO	ふしては、□】					

置の内容 A本支店(所)または総務部(電話:0439-70-1331)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて おります。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま す。上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」 という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意 向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等 により、共同して解決に当ります。 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませ ん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ ください。 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の 審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合 もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高 等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて 計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含 まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があ その他 ります。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となり ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い 合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済さ れた場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなさ れ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問

い合わせください。

- (注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。 また、「固定変動選択型」における固定特約期間は、「3、5、10年」の計4種類から選択します。 ます。
 - 2 返済方法は、「元金均等返済」、「元利均等返済」の計2種類から選択します。 また、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から選択します。